

休日在宅当番医のお知らせ

12月から1月上旬の休日夜間在宅当番医は下表のとおりです。内、外科とも原則的には午前9時から午後5時までですので、その時間内に受診してください。

時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

<内科> <外科>

日	医院名	電話番号	医院名	電話番号
月	山谷医院	(2)0371	石川医院	(6)2140
12	霜鳥医院	(2)0579	佐々木医院	(2)2357
19	小林医院	(2)0562	岩崎医院	(2)1122
26	堀医院	(6)2133	金井医院	(2)0116
1	富田医院	(6)2226	寺師医院	(2)0137
2	星野(北)医院	(2)0998	石川医院	(6)2140
3	山喜医院	(2)0646	佐々木医院	(2)2357
9	星野(南)医院	(6)2103	岩崎医院	(2)1122

◆照会は中之島村役場 ☎02586-6-2002
 ◆救急車の要請は与板郷消防署 ☎025872-2572

広報 なかのしま 昭和57年 10・11月 No.111

10・11月号 南蒲原郡中之島村役場
 編集と発行 中之島村役場企画課
 〒954-01 ☎02586(6)2002



待望の上越新幹線が、11月15日に開業しました。ここ長岡駅でも、当日は多彩な行事が開催され、一日中混み合っていました。

(写真左上=30年後に開かれるタイムカプセル・写真中央上=長岡市周辺の市町村紹介コーナー・写真右上=「ふるさとの芸能まつり」に出演中の「池之島神楽舞」・写真中央=本村の大曲戸地内を通過中の上越新幹線・写真右下=新幹線乗り場付近の様子)

人口のうごき

10月31日現在
 ()内は前月比

人口	11,345人	(+5)
男	5,576人	(+2)
女	5,769人	(+3)
世帯数	2,265人	(+3)

前月号の「中之島村長寿者番付表」で、東・前頭の西野新田今泉トミさんは今泉トキさんの誤りでした。ここに訂正して、深くお詫びいたします。
 また、10月・11月号が合併号となり、ご迷惑おかけしましたことを、重ねてお詫びいたします。

心配ごと相談
 (行政・人生相談も含む)

- 毎週火曜日 午後1時～4時
- 中之島村公民館

おもな内容

- ・昭和56年度村の家計簿(決算)を公表 ②～⑤
- ・9月定例村議会 ⑥～⑪
- ・護渡所得が一部改正に ⑭
- ・農業用軽油免税証の交付申請について ⑮
- ・村内一周駅伝競争大会結果 ⑯
- ・総合体育祭結果から ⑰

村民憲章

- 一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう
- 一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよう家庭と村をつくりましょう
- 一、わたくしたちは、伝統を生きかし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう

明るく住みよい豊かな

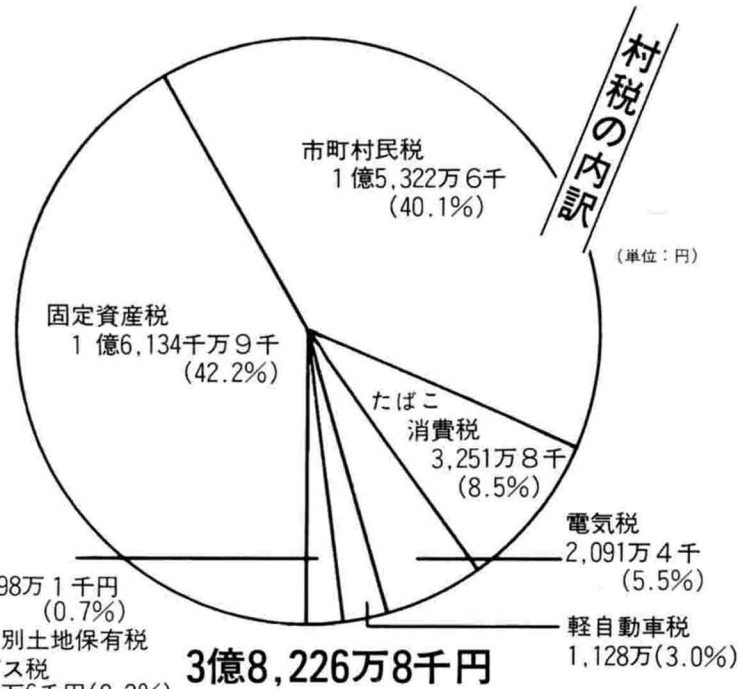
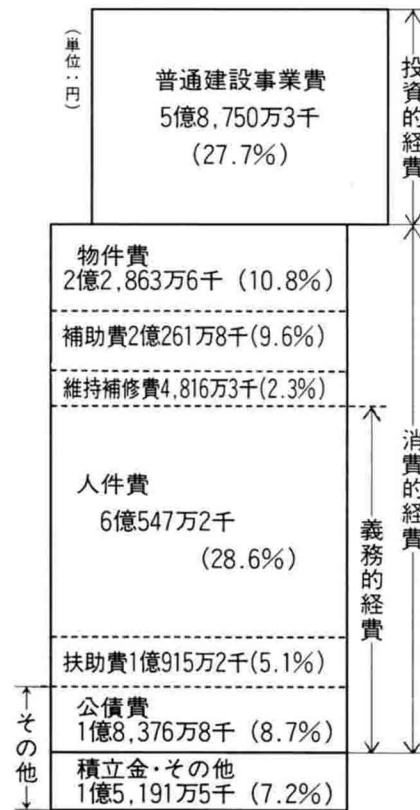
昭和56年度 村の家計簿



歳出 21億1,722万7千円

性質別では…

（ここでの決算額は、国民年金印紙、購売基金、産業育成資金県元金を除いた数字ですので、歳出合計額とは一致しません。）



ひとりあたり33,813円納めました
(人口11,245人 57.3.31現在)

固定資産税 14,349円	電気税 1,860円
市町村民税 13,626円	軽自動車税 1,003円
たばこ消費税 2,892円	その他 83円

歳出 — 六・九%の減少

前年度に比べ一億八千七百五十四万四千円(六・九%)減少し、五十五年決算時の前年度の増加(二十・〇%)に比べ大巾に下回りました。
性質別では、人件費、公債費、扶助費の義務的経費が四十二・四%と前年度を五・三%上回っている。一方、投資的経費の普通建設事業費は、二十七・七%と信条小学校建設事業の完了等により前年度より十・三%下回りました。

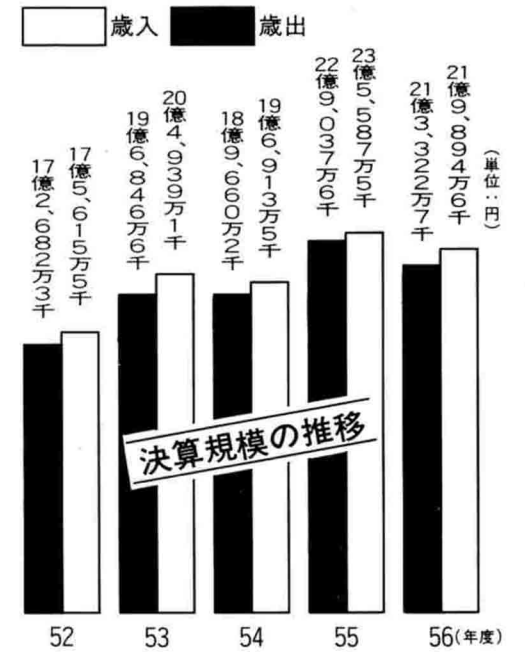
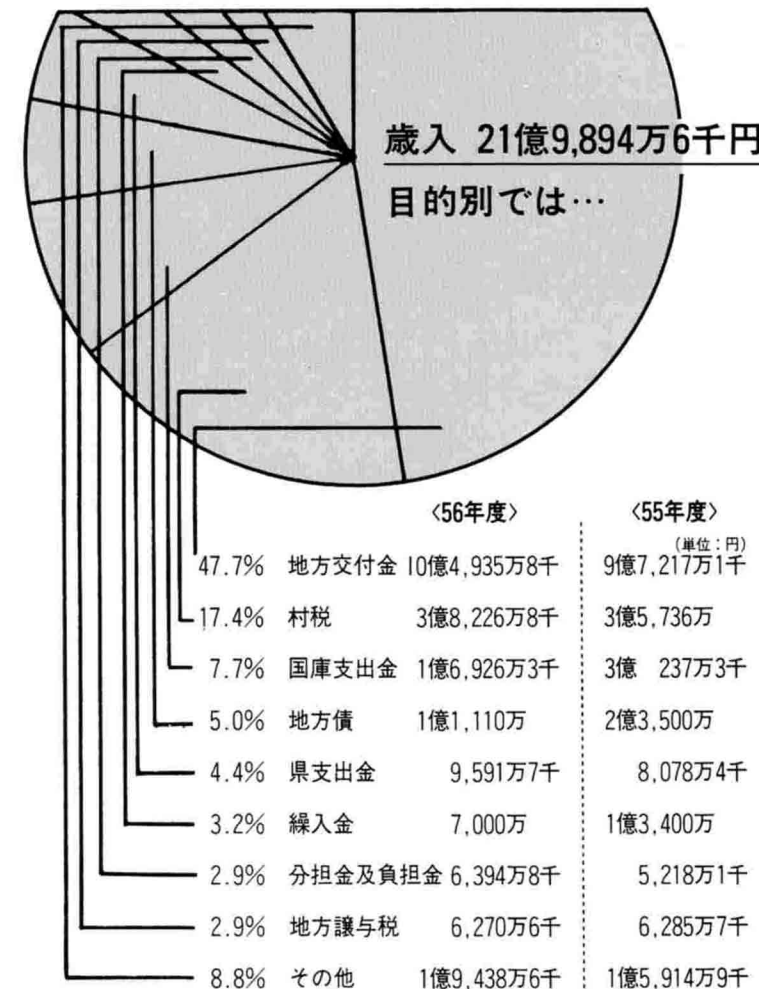
歳入 — 六・七%の減少

前年度に比べ一億五千六百九十二万九千円(六・七%)減少し、五十五年決算時の前年度の増加(一九・六%)に比べ大巾に下回ることになりました。構成比では図のように、地方交付税が四十七・七%で最も大きく、国庫支出金の七・七%、村債五・〇%などと依存財源が大きな比率(七十二・六%)を占めている。一方、村税(十七・四%)などの自主財源は、わずかに二十一・七%となっています。

村づくりに **21億円**

(決算)を公表

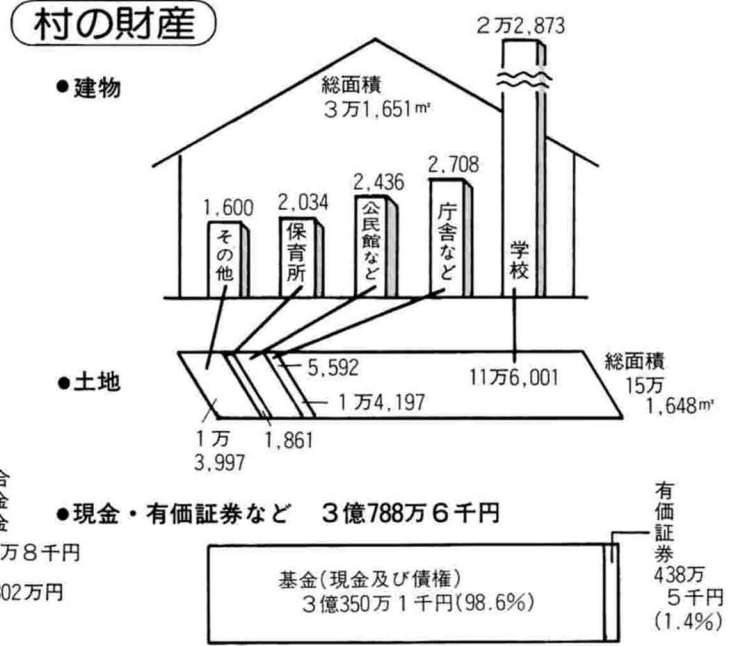
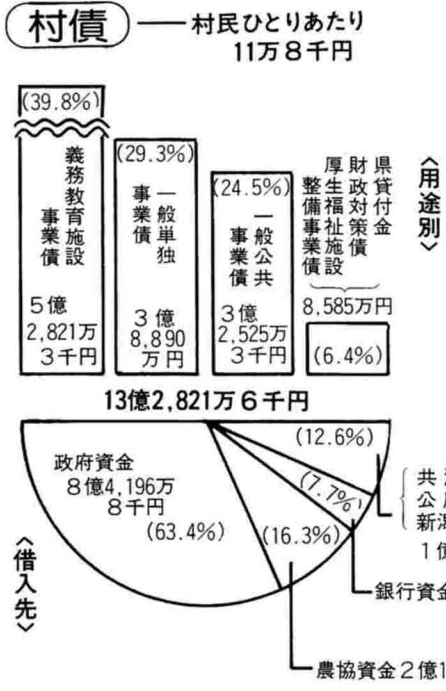
昭和五十六年度の歳入歳出決算が、去る九月定例村議会で承認されました。村の予算は、主に皆さんが納めた税金、国や県からの補助金、借金などを財源にして組まれています。これらの財源が、私たち村民の暮らしにどのように使われたかを、その収支と使いみちをまとめたものが決算です。村の家計簿のあらましをご覧いただき、私たちのだれもが「明るく住みよい豊かな村づくり」のため、一層のご理解とご協力をお願いします。



決算収支

昭和五十六年度の一般会計歳入歳出決算額は、
●歳入総額 二十一億九千八百九十四万六千円
●歳出総額 二十一億三千三百二十七万七千円
となり、決算の実質収支は、翌年度に繰り越すべき額がないので六千五百七十一万九千円の黒字となりました。
また、実質収支から前年度の実質収支(六千五百四十九万九千円)を差し引いた単年度収支は、二十二万円の黒字となりました。

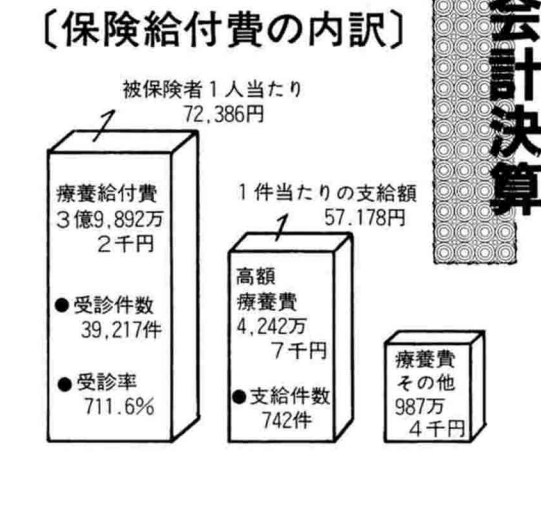
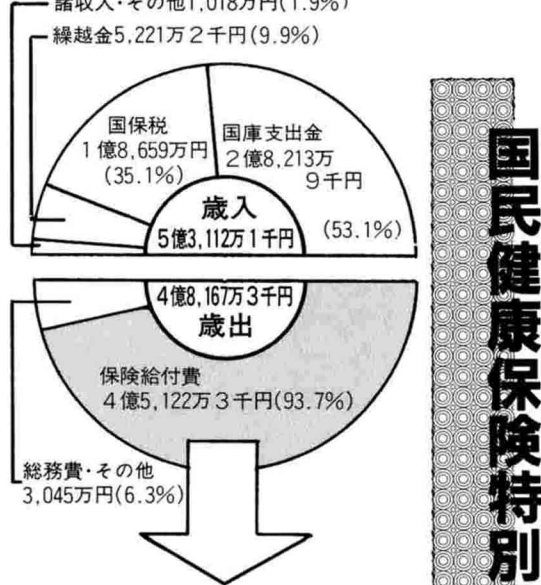
村では、総合計画に基づいて計画的に事業を進めています。この基本計画により効率的に事業を実施し、効果を上げることにも努めています。
昭和五十六年度は、
① 教育施設の整備
② 生活環境の整備
③ 産業の振興
④ 行政事務の合理化
これら四つの柱を重点に、事業を進めてまいりました。
健全な財政状況において、健全財政の維持と行政の合理化・効率化に努め、財源の重点的かつ効率的な配分と計画的な執行により、上通小学校建設計画によるグラウンドの整備を始めとして、諸事業を行ってまいりました。



昭和五十六年度国保特別会計の決算額は、歳入総額 五億三千百三十三万一千円、歳出総額 四億八千六百七十七万三千円となり、前年度と比較すると歳入で二十八万八千円の増加、伸び率四・二%（前年度十二・八%）、歳出では二千三百九十五万二千円の増加、伸び率五・二%（前年度十・八%）の伸び率となり、歳入歳出とも前年度を上回りました。

歳入歳出決算の実質収支は、四千九百四十四万八千円となり、前年度の実質収支五千二百二十一万二千円を下回りました。

歳入の主な国税は、一億八千六百五十九万五千円、前年度に比較して一千二百三十九万五千円、七・一%上回りましたが、療養給付費、財政調整交付金の減少などにより、七千七十九万九千円、二・四%下回りました。



歳出については、医療費の支払いに充てられる保険給付費は、四億五千二百二十二万三千円で、前年度に比較して一千四百四十七万一千円の増加、二・六%の伸び率となり、前五ヶ年間で最少の伸び率でした。またこの医療費は、歳出総額の九十三・七%を占め、内老人医療費は三十・二%と三分の一強の割合となりました。



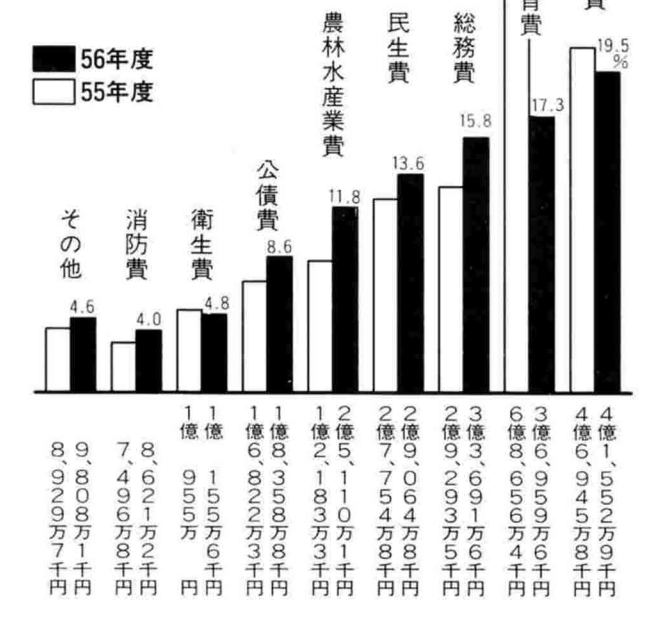
56年度の主な事業



- ◆ 道路新設改良費 1億9,391万3千円
- ◆ 上通小学校グラウンド用地取得造成工事 1億 257万1千円
- ◆ 農村環境改善センター用地取得乗入道路仮設工事 6,760万7千円
- ◆ 都市計画街路事業 5,400万円
- ◆ 地方道改修費 4,500万円
- ◆ 防火水槽等新設工事 593万2千円
- ◆ 水防倉庫新設工事 128万5千円

歳出 21億3,322万7千円

目的別では…



村民ひとりあたり

これだけ

- 保育園児 46,410円
- 小学校児童 117,575円
- 中学校生徒 12,865円
- 農林水産業費 22,330円
- 衛生費 9,031円
- 土木費 36,952円
- 消防費 7,667円
- 村債返済 16,326円
- など 189,704円 (55年度は203,788円) 使われました

土木費十九・五%、次いで教育費十七・三%、総務費十五・八%等となっている。前年度に対する伸びをみると、農林水産業費の農村環境改善センター建設用地取得費を含め、農村総合整備計画費、農林水産振興事業費、水田利用再編対策事業費等百六・一%と著しく増加したが、信条小学校建設事業の完了により、教育費が四十六・二%と大巾に減少したのを始め、土木費で公共事業等の減少により十一・五%、衛生費で七・三%それぞれ減少をしている。

九月定例村議会

村道改良・舗装工事など

六千七百万円を補正

九月定例村議会は、九月二十四日から七日間の会期で開催され、九月三十日に閉会しました。この定例会には、昭和五十七年度一般会計の補正予算や昭和五十六年度の各会計決算の認定など、村長提出議案八議案が審議され、いずれも原案通り可決されました。

条例関係

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正について「題名を「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」から「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改め、災害障害見舞金の支給の章を新たに加えたものです。

補正予算

昭和五十七年度中之島村一般会計補正予算について——補正額は、専決処分も含めて六千七百十万円を追加し、予算総額二十億三千二百一十四万一千円となりました。おもな補正は次の通りです。

- 農林水産業費
 - 地域農業生産総合振興事業費補助金 (集団育成事業) 百四十万円
 - 農林水産業振興事業費補助金 (転作高度集団化モデル事業) 八百三十万一千円 (集落開発センター整備事業) 三百六十四万三千円
- ▼ 土木費
 - 村道維持修繕工事費 一千百万円
 - 測量及び調査委託料 二百四十一万円
 - 登記委託料 九十七万五千円
 - 村道改良工事請負費 一千五百十万円
 - 村道舗装工事請負費 一千三百七十万円
 - 県道工事費等負担金 二百五十万円
 - 物件等補償料 三百五十四万三千円
 - 中西・中条線幹線橋設計委託料 二百七十五万円
- 街路工事費 二百三十二万二千円
- 教育費
 - 北中学校校内通路舗装工事請負費 百九十一万九千円
 - 中之島村公民館講堂修繕料 九十三万四千円

請願

村道大口・坪根線改良舗装に関する請願。(採択のみ)

市町村社会福祉協議会の法制化についての意見書提出に関する請願。
用水干ばつ対策費に関する請願。
村道中通下道線改良工事促進に関する請願。

そのほか

昭和五十六年度中之島村一般会計・国保特別会計の決算が認定されました。
教育委員の任命について——任期満了に伴う教育委員に、岩本智恵さん(中野東・四十九才)が再任されました。
議員提案の「市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書の提出について」が原案通り可決されました。



議会の様子

臨時会

補助事業費の

決定等により 三百三十九万円を減額

十一月二十日、臨時村議会が一日の会期で開催され、一般会計の補正予算について審議が行われ、原案通り可決されました。昭和五十七年度中之島村一般会計補正予算について——補助事業費の決定等により三百三十九万七千円を減額し、予算総額二十億二千七百八十四万四千円となりました。

- 農林水産業費
 - 農道整備事業費 四千六十万円の減額
 - 農道整備事業費 九百十六万二千円の減額
 - ▼ 土木費
 - 道路橋りょう総務費 百八十六万二千円の減額
 - 橋りょう新設改良費 二千四百六十四万円の減額
 - 道路新設改良費(村道改良四路線分) 二千六百六十七万二千円
 - 地方道改修費(中西・中条線分) 九百六十三万円
- 議員提案の「農畜産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する要望決議」が、原案通り可決されました。



人事異動

(十月一日付)

- ▼ 内は前職
- ▼ 上通保育所長……齋藤淑子(中通保育所) 昇格
- ▼ 主任保育……山崎一子(信条保育所) 昇格
- ▼ 中通保育所長……吉住喜志子(上通保育所) 昇格
- ▼ 信条保育所長……小柳美津江(上通保育所) 昇格
- ▼ 新採用です。よろしく!! (内は出身地)
- ▼ 信条保育所保育……藤塚一美(狐野)
- ▼ 退職……長い間ご苦労さまでした。
- ▼ 片桐信代(信条保育所)



場所	工事名	工費(万円)	工事業名	完了予定日
中野西	道路改良工事	284	室橋組	57.12.3
灰島新田	"	647	㈱羽賀建設	57.12.23
中条	"	447	㈱第一和光産業	57.12.13
興野	"	198	㈱宝建設	57.11.23
上沼新田	"	101	㈱遠藤建設	57.11.8
中条	"	114	㈱第一和光産業	57.11.18
中之島	"	1,013	㈱松井組	57.1.12
大口	道路舗装工事	253	室橋組	57.11.6
池之島	"	270	㈱松井組	"
福原	"	170	室橋組	"
品之木	"	240	㈱羽賀建設	"
上沼新田	"	275	㈱松井組	"
中条新田	"	190	丸寅建設	"
中之島	"	310	㈱佐藤組	57.11.16
西野	西野万盛橋線舗装補修工事	225	丸寅建設	57.11.6
中之島	道路(街路)舗装工事	940	㈱松井組	57.12.6
中之島	"	940	㈱佐藤組	"
中条	中之島北中学校校内舗装工事	175	丸寅建設	57.11.6
大沼新田	農業用排水路工	280	新興建設	57.12.15
西野	農業集落道整備第1次工事	325	丸寅建設	57.12.10
西高山	"	391	松井木材建設	"
中条	農業集落排水路工事	664	㈱第一和光産業	57.1.9
中野西	"	111	㈱宝建設	57.12.5
池之島	"	359	㈱佐藤組	57.12.20
上沼新田	道路改良工事	2,030	㈱第一和光産業	57.3.15
中条	道路維持工事	79	"	57.11.19
鶴ヶ曾根	"	80	㈱羽賀建設	57.11.24
中之島	8号支線下水路工事	270	室橋組	57.12.24
猫興野	猫興野排水路改良工事	167	㈱松井組	57.12.9
中之島	中央都市下水路浚渫工事	103	㈱丸月組	57.11.24
中之島	街路中之島線交差点処理工事	118	㈱佐藤組	57.11.29

九月定例村議会

村議会の九月定例会の本議会が九月二十四日午前十時から開催され、村政に対する一般質問が三議員により行われたので、その要旨をお知らせします。

一般質問と答弁(要旨)



中島権之助 議員

第二次総合計画の策定について

▼今後の著しい社会経済の変貌に対応した、昭和六十七年度を目標とする施策の大綱を示す、第二次総合計画を策定する作業を進めておられますが、間もなく満了期を迎えようとしている第一次総合計画に

一緒に教育を受けているわけですが、それらの生徒の間に格差があるかどうか、あるとしたらどのような差があるのかお伺いしたい。
第二点は、中学生の非行の問題であります。幸い村内では、表面的にはまだ聞いておりませんが、表面にでてからでは遅いので、そうした事態にならないよう慎重な配慮が望ましいと思うのであります。私はある一人の父兄から今の中学生の実態について真剣に訴えられ、肌寒い思いをしました。果してそれが事実かどうか、一部であってほしいと願うものであります。村の教育委員会でどのように受け止めておいてかお伺いしたい。

山崎教育長 第一点の三ヶ小学校の卒業生が二つの中学校に分れて学習した場合、小学校間の格差がないかというお尋ねでございますが、現在のところ学校側に伺っても、そういう違いは見受けられないようでございます。中之島中央小学校の場合、信条小学校の改築、あるいは上通小学校のグラウンドもでき、校舎もできるというようなことで環境整備をいただいておりますので、全体的なレベルが高まっていることは間違いないわけでございます。お答えにならないかもしれませんが、学校差というよりも、その風土とか地域性とか、あるいは伝統的なもの流れとかそういうものはあるようでございますが、現在のところ、はっきり差があるとは思われません。

第二点の全国的な問題になっている中学生の非行、暴力等が村内にあるかというお尋ねですが、暴力は村内の二校にはございません。しかし、非行の問題については残念ながらございます。事後処理としては、担当の先生方が生徒・父兄を呼びまして、注意指導を行っております。また、毎日各小・中学校で行う職員会議でお互いの情報を交換し、校内は勿論、校外の問題についても協議し、指導体制を強化し、理解と協力を得ながら行っております。単に、学校

については、どの程度目標を達成されたか、その概要について先ずお伺いしたい。次に第二次総合計画の策定について、その作業も年内に終わりたいということでございますが、基本的な構想も固まっていると思っておりますので、その骨格についてもお伺いしたい。

斎藤村長 第一次総合計画については大体実施して参りましたが、厳しい財政等の諸事情から、先に送ったものあるいは計画変更の止むなきに至ったもの等がございます。公共下水道の整備や農村環境改善センターに肩代りした福祉センター、中央小学校・信条小学校及び建設予定の上通小学校等の体育館に肩代りをした村民体育館等がそれぞれでございます。

第二次総合計画の策定につきましては、大体構想もまとまり、いま、私の手もとで確認を急いでおり、近く議員の皆さんに配布申し上げる予定でございます。なお、具体的にどういう事業を行うかについてはこれからの課題でございますが、厳しい財政事情にあるということをご理解いただきたいと思います。

国の行政改革の対応について

▼来年度は五割減ともいわれる政府予算の切り詰め更には長びく不況により極端な税収の落ち込みが予想され、それが地方交付税へのね返りは必至といわれております。地方交付税の依存度の高い我が村にとっても、厳しいであろうことは当然予想されることであると思いますが、来年度の予算編成期を迎えて、どのような姿勢で望まれるのか基本的なお考えを伺いたい。

次に庁内機構の問題であります。現在の役場機構は昭和四十八年に改革されたもので既に十年近くを経過しております。変化の激しい現代社会に適應してゆくためにも、また、行政のマンネリ化を防ぎ、内だけでなく、地域ぐるみということも大切なこととございますので、PTAからも協力をいただきながら、非行というよりも健全育成の面で、青少年問題協議会あるいは青少年対策協議会等と連携を深めながら、非行防止に万全を期したいと考えております。



遠藤 一夫 議員

市街化区域について

▼今年には都市計画制度が発足以来、二回目に見直し時期に入っていると聞いております。現在指定された村の市街化区域面積一一ヘクタールの大部分は開発も進んでいることから、村も拡大の方向で真剣に検討されておるようですが、現在の状況あるいは今後の促進・見直しについてお尋ねしたい。

次に、小規模地区の環境整備についてであります。一、反歩未満のいわゆる小口開発の住宅地区については、基準や条件等が厳しくないせい、あるいは転入された方から道路の舗装がされない、あるいは除雪車にきてもらえない等のことをよく耳にします。場所は猫野野橋橋詰の東と西の地区ですが、中之島地区にも、また他の地区にも同様なことがあるのではないかと思います。行政の公平という面でこうした地域にも暖かい行政の手を差し伸べるべきではないかと思っております。村長のお考えを伺いたい。

斎藤村長 この際、市街化区域を拡大したいという

簡素で効率のよい行政を施行するためにも検討を加えてみるのも決して無駄ではないと思えます。これが実施に当たっては、現場に働く職員の見も充分取り入れ、働きやすく効率よく、そして住民の受けのよい庁内機構にするために、今後検討されるお考えがあるかどうかお伺いしたい。

斎藤村長 国の行政改革への対応でございますが、現在、村の一般会計予算は、財源の約半分強が地方交付税によって賄われておりますが、来年度は国の段階で十三・六％位ダウンすると言われており、この形でストレートに村へはね返ると仮定しますと約一億三千万円の地方交付税が減収します。他方、村税その他の収入は横ばい状態で増収は期待できなく、村財政はかつてない苦しい時期を迎えようとしております。こうした中で、村民の行政需要は高まるばかりでございますが、来年度予算の編成に当たってはこうした事態を踏まえ、あらゆる角度から見直しを行い、無駄を省いて実効ある予算編成に当たりたいと考えております。

次に、行政のマンネリ化を防ぎ簡素化を図るため、庁内の機構改革を行う考えはないかというお尋ねでございますが、国は行革委員会等を設置して検討しておりますが、本村の実態からしていまのところ、その必要性は考えておらず、今の機構の中で全てにわたり無駄を省き、村民の要望にこたえて参りたいと考えております。

中学校教育について

▼第一点は、小学校間の格差があるかどうかであります。ご承知のとおり、中之島中央小学校は村内の四ヶ校が統合され、昭和五十三年に開校されましたが、当然、教育効果も上がるものと期待されております。ところが、その卒業生も中学校は中之島中学校と中之島北中学校に分かれ、他の小学校卒業生と

ことで中之島地域においては、役場前の街路西側を十五・六ヘクタール、中興野・大曲戸地域では工業地域として十三・四ヘクタール、そして押切駅周辺地域では四十四・四ヘクタールを市街化区域に編入したいということに県に申請しております。見直しとしましては、役場前の十五・六ヘクタールと中興野・大曲戸地域の十三・四ヘクタールは、大体可能ではないかという感触をもっております。押切駅周辺地域の四十四・四ヘクタールは、飛地であるというようなことから若干問題があるようですが、この三地域の市街化区域の編入については、目下最大の努力をしているところであります。いずれ機会をみて報告申し上げます。

次に、小規模開発の住宅地区に転入した方々について、面倒をみないかというお尋ねでございますが、基本的にはそのように考えております。場所等もいわれましたけれども、実状をよく調査しまして他地域との均衡も十分考慮し、努力したいと考えております。

教育行政について

▼幼児教育についてでございますが、ご承知のように上通保育所は既に狭隘をきたし、中之島・中通の各保育所へ入所させており、各保育所とも来年度以降、この傾向は更に強まるものと思えます。特に、中之島地域は高速道路のインターや長岡東バイパスの開通等に伴い開発が進められており、転入者の増加が予想されることから、この地域での保育所対策は緊急を要する問題であります。

また、幼稚園対策も保育所と並んで重要課題であります。三ツ子の魂百までも、と言いますが、百年の教育の大計を考えると、いま、村の行財政は極めて厳しい状況にあります。真剣に考える時期にきていると思えます。村長はどのようにお考えか伺いたい。

齋藤村長 私案として申し上げますが、中之島保育所を優先的に造りたいと考えております。規模としては、一八〇名定員のもの昭和五十八年度に敷地を購入し、五十九年度、遅くとも六十年に建てたいと考えております。また、幼稚園の必要性は認識しております。しかし、緊急を要する保育所の改築さえ困難な財政見通しの中で、そこまで手の届かないのが実状でございます。第二次総合計画の構想の中で取り上げ検討して参ります。



山口正治議員

用水問題について

▼長呂堰の補修に係る経過と今後の見通しについて
お伺いします。従来、本村の信濃川沿線の各部落は、それぞれ用水を信濃川から直接取水していましたが、猿橋川土地改良区が、上流の長岡市及び見附市の一部地域の湛水排除を行うため、猿橋川を掘削したことに起因するものであります。その後、いろいろの経過を辿って参りましたが、いまの段階では昭和三十三年七月に交した協定書が生きているわけであり、要約すると「代償用水を通じて本村に八十四個七分の水を送水し、長呂堰は常時開放する。但し、契約水量を完全送水できなかった場合は長呂堰を堰上げして、この地域の用水不足を解消する」という但書があるわけであり、従いまして、本村が費用してまでも長呂堰を補修することはないのであります。本村の費用で補修し、費用は後日協議しよう

という一步譲った申し入れに対しても、なお応ずるところか八月三十一日付の公文書で、八十四個七分の協定水量を送る義務が解消したという通告が本村にあったわけであり、私共は考えざるを得ず、八十四個七分の送水は、長呂堰の補修とは関係なく永久不偏のものであります。なぜならば、いろいろの経過を辿りながらも、最終的には猿橋川を掘削したために用水を遮断された、その代償だからであります。この状況は、八月五日付の新潟日報紙上にも大きく報道されましたが、流域住民として、猿橋川改修事業に協力しながら何か釈然としないものがあります。今までの経過と今後の方針についてお伺いしたい。

なお関連して、代償用水区域の県営用水改良事業に伴い、長呂堰上流に昭和四十二年掘出の〇・五八六七の中条樋管の水利権があり、その水源をみていますが、いま申し上げるように猿橋川との関連、長呂堰との対応等いろいろの状況の中で、果たしてどういう措置をとっていただけるか併せてお伺いしたい。

次に、長呂樋管の復活についてお伺いしたい。本村に権利のある二の水を取水しようというのがこの問題であります。この水利権も今後十年の期限付であり、この中で何とか復活しなければならぬわけですが、これに要する費用も莫大なものになると思います。村長も、できるならば建設省サイドでということ而努力されておられますが、本村の将来を考えた場合、国の段階で取り上げられない状況になったとしても、農業サイドのいわゆる県営事業の段階で地元負担をしても、取水可能な形にもっていくべきだと考えますがその経過と見通しについてお伺いしたい。

齋藤村長 長呂堰の補修でございますが、私どもは千ばつの時期を迎えて、農業用水の不足が懸念されることから、長呂堰の補修を維持管理者である猿橋

川土地改良区理事長に要請したところ、同理事会の結論として「堰の補修は認められない、堰に手をふれば水を止める」という回答がありました。
本村としては、農業用水の問題は死活問題であり、ますので、堰の補修は行わなければならないというところで、臨時議会を開催し、必要予算の承認をいただき、その旨を改めて文書をもって通告したところ、七月三十一日付で「貴村の背信行為により代償用水の送水については、義務も責任も解消したので通知する」という文書が届きました。また、同時に関係団体に対しても「中之島村へ送水する必要がなくなったから承知してほしい」という文書が送付されたようでございます。本村としては早速、主管の産業委員会を開催し、関係者とも協議を行い、猿橋川土地改良区に対して異議の申し入れを行う一方、関係団体に対しても、そのような一方的な猿橋川土地改良区の申し入れには応じないよう、文書で申し入れておきました。その後、この問題について議長と猿橋川水系対策協議会副議長、私の三人で協定書の仲介者である県に出向き調定を依頼しました。県の方でも努力する中で、暫く静観してほしいということでございます。その後、猿橋川土地改良区も送水しておるので、これを無視して堰の補修を行うのもどうかと思っておりますので、目下、県の裁定待ちというところでございます。

中条樋管の問題につきましては、県営用水改良工事に伴い、長呂樋管のところで取水するということは、三条農地事務所計画にあり、具体的には、不足する用水をポンプで流すという方針のようですが、今のところ関係する農地と土木間の調定がつかないよう聞いておりますが、村としては取水権にかかわる重要な問題であり、これを活かす方向で努力したいと考えております。
次に長呂樋管の復活であります、これは我が村の重要課題でございます。数年来、この樋管の復活につきましては信濃川工事事務所にお願いして

ますが、問題が大きく国レベルの取り組みが必要ということ、地元選出の国会議員をはじめ関係省庁に対し、国費をもって施行していただきたいと、繰り返し陳情を行ってるところでございます。長呂樋管の取水権は今後約十年間ありますが、ここ一二年のうちに目途をつけたいということで目下努力を続けております。なお地元負担をしても長呂堰の復活というお話しですが、それにはいろいろ問題も出てこようし、それは最後の問題としてもう少し時間を貸していただき、今後の推移を見守りたいと思っております。

12月9日は「障害者の日」です

ひろげよう 人の和 愛の和 ピーチの輪

わが国では、国際障害者年だった昨年12月9日を「障害者の日」として宣言しました。12月9日は、1975年（昭和50年）に国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日です。

「障害者の権利宣言」は障害者の基本的人権と障害者問題を示したものです。国際連合では、設立当初から障害者問題に関心を持ち、さまざまな決議や宣言を行っていました。その集大成が「障害者の権利宣言」です。


「障害者の日」は障害者問題についてわたしたちの理解と認識をさらに深め、障害者の福祉の増進を図ろうとするもので、関係行政機関及び関係団体等では、家庭や職場などの地域社会を中心に障害者問題に関する啓発広報活動を行います。

なお県内では、昨年の国際障害者年のテーマである「障害者の完全参加と平等」の趣旨を実現してゆくために、『障害者の自立と参加促進運動（略してピーチ運動）』を展開していますが、この運動を積極的に進める組織として、現在、県内16地域に「自立と参加促進運動推進会議」が設けられ、活動計画や話し合いが行われています。

また、この運動を進めるに当たって、県内各地から標語を募集しましたが、上記の標語「ひろげよう 人の和 愛の和 ピーチの輪」が優秀賞にまきました。

この日を契機に、わたしたち一人ひとりが障害者問題を改めて考え直し、社会的な連帯意識の下に「障害者の日」にふさわしい活動を推し進めたいものです。

◎障害者や家族の方々に、悩みや困りごとがありましたら、南蒲原福祉事務所または役場住民福祉課へご相談ください。



相手の立場を考えて 豊かな人間関係を

人権週間 12月4日～10日

相手の立場を考えて豊かな人間関係を
十二月四日から十日までの一週間は「人権週間」です。
「人権」と言うと、何か難しいものと考えがちですが、決してそうではありません。わたしたち一人ひとりが社会のなかで、幸福な生活を営むために必要な人間としての当然の権利——それが人権です。
しかし、わたしたちの身の回りには、家庭内のいざこざをはじめ、近隣騒音など近所のもめごとから婦人・障害者・同和問題に至るまで、人権にまつわる様々なトラブルが起きています。

そこで、こうした人権をめぐるトラブルで悩んでいる方が気軽に相談できる窓口として、人権擁護委員の制度があります。

本村では、次の二名の方が人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されていますので、人権についてお困りの場合は、気軽に相談してみたいかがでしょうか。

- 飛鳥井義賢さん（中野東・63449）
- 吉藤 晃威さん（大口・241267）

相談は、それぞれの自宅毎日受け付けているほか、毎週火曜日の午後一時から四時まで中野村公民館和室においても相談所を開設しています。もちろん相談は無料です、秘密は守られます。



役場事務年末年始の休業

十二月二十九日(木)から一月三日(月)まで、役場事務を休業します。
なお、十二月二十八日は御用納めで、午後二時から大掃除を実施いたします。年末は、窓口がたいへん混み合いますので、ご用の方はできるだけお早目に……。
また、仕事始めの一月四日は、一般事務を午前中のみ行います。

カメラ散歩

第十一回畜産共進会

十月二十二日、恒例の畜産共進会が中野公民分館前で開催され、和牛では室橋源一郎さん（中条第一）、ホルスタインでは田辺正男さん（中条第二）、未經産牛では本間推さん（並木新田）が、それぞれ最優秀賞に選ばれました。



分列行進

秋季消防演習

秋晴れの十月三日、久々の市中分列行進が、中之島村農協前から演習会場である中之島中グラウンドまでの間（約四百六十メートル）、力強く開催されました。



▲「にいがた景勝100選」に大竹貫一郎当選

県民が選ぶ新名所「にいがた景勝100選」に、大竹貫一郎が83番目で選ばれました。今後は更に、観光面等で大きく伸びることが期待されます。



▲長岡東バイパス 全線開通

十月十九日、待望の長岡東バイパス（本村の五百刈から長岡市十日町の間十七・二線）が全線開通したことから、その記念式典が、長岡市中沢町インターチェンジで、盛大に開催されました。

献血五十回 金色有功章受賞

渡辺昭平さん（福原）



十四年間に五十回もの献血をされた渡辺昭平さん（福原・五十歳）に、このたび日本赤十字社より、献血功労者として金色有功章が送られました。渡辺さんは、昭和四十三年に初めて献血されて以来、毎年四〜五回のペースで、献血し今年一月に五十回目を記録されたものです。

また、村の血液対策推進委員として、十年以上活躍されていることから、県内では初めての感謝状もあわせて日本赤十字社より、受賞されました。

善意を

ありがとう

「社会福祉に役立ててください」と、つぎの方々からご寄付をいただきました。どうもありがとうございます。紙上より、厚くお礼申し上げます。

- 第五回村民祭収益金 十七万七千八百円
- 中之島中学校 文化祭収益金 二万八千六百九十五円
- 中之島北中学校 チャリティセール収益金 七千四百五十円

年賀状はあ早め

年賀状の受け付けは、十二月十五日から始まり、年賀状は、年末押し迫ってから出しますと、元旦に間に合わなくなる場合がありますので、お早めに準備され、なるべく十二月二十日までに届けてください。

運転免許証の更新が便利になりました



【該当者】更新の前、3年間無事故・無違反の方（ただし、初めて更新される方は除かれます）。

【実施要領】免許証の更新時に、今までの更新時講習に変わる簡単な説明を聞くだけで終わります。

詳しくは、見附地区安全協会事務局（見附警察署内）にお問い合わせください。

年末・年始を引きしめよう、今年も十二月十一日から来年一月十日までの一ヶ月間、冬の交通事故防止運動が実施されます。運動の重点は①飲酒運転などの交通三悪の一掃、②スリップ事故の防止、③踏切事故の防止、④歩行者・自転車利用者の事故防止、の四項目です。



力強く「交通安全宣言」を行う上通地区の交通安全大会
——10月31日 上通農協で——

冬の交通事故防止運動 気をつけよう スピード・ブレーキ・冬の道

12月11日(土)～58年1月10日(月)

また、十二月・一月は忘・新年会などで、お酒を飲む機会が多くなりますが、「飲むなら乗るな、乗るなら飲むな」の鉄則をドライバーの一人ひとりが自覚し、これを守るようにしましょう。

村交通指導員に 四名再任

十月一日付、任期満了に伴う村交通指導員に、次の四名の方が再任されました。なお、任期は二ヶ年間です。

- 隊長 田中得一さん（大口五十四才）
- 隊員 小林弘治さん（中之島第二四十四才）
- 隊員 吉村澄男さん（中野東・四十七才）
- 隊員 室橋二郎さん（真野代・五十五才）

	件数	死者	傷者
57年	24 (3)	3 (0)	29 (3)
56年	27	1	28
55年	26	2	24

死亡事故0 連続241日 (11月25日現在)

昭和五十七年

優良無事故運転者を表彰します

見附地区交通安全協会

- 一、表彰の種類
 - ▼連名表彰 普通免許以上の所有者で、十五年以上無事故・無違反者に「県警本部長・県交通安全協会長」が連名で表彰します。
 - ▼単名表彰 普通免許以上・および二輪・小型特殊・原付の各免許所有者で、七年以上無事故・無違反者に「県交通安全協会長」が表彰されます。
- 二、表彰年限

表彰は免許取得年月日から起算し、昭和五十七年十二月三十一日現在でつぎの年限に達したものについて行なう。ただし、交通事故または交通違反により行政処分を受けた場合は、当該処分が終わった翌日から新たに年限を起算する。
- 三、◎マークの交付申請

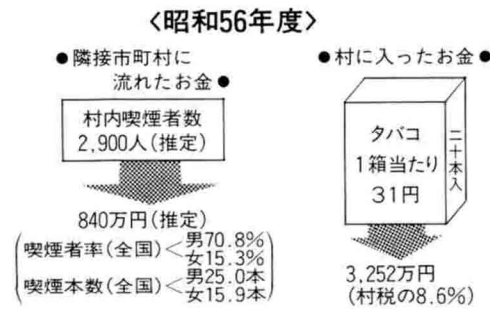
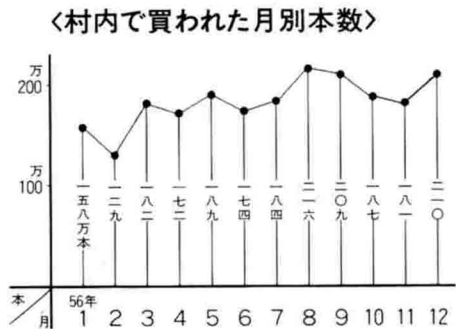
「優秀マーク」は二十年以上、「優マーク」は十年以上の無事故・無違反者で普通免許以上の所有者に交付します。希望される方は、千円（運転記録証明書交付手数料六百円、マーク代四百円）を添えて申し込んでください。

切は昭和五十八年一月二十日（期日厳守）
申込用紙は、協会事務局（見附警察署内）・協会各支会（上通農協・中之島農協各支所・商工会）にあります。

これらの表のように、タバコ消費量は八・九月の農繁期で村滞在者の多い月と、十二月の贈答用の月が例月に比べ、約二十五万本の増となっております。

また、隣接市町村と比べ、村内消費量は低いですが、消費能力は十分にあり、みなさんのちょっとした心遣い（例えば、出勤・旅行・出張などの時は、村内でタバコを買ってから出かける）で、村外へ流れている八百四十万円のお金（推定）が村に入り、隣接市町村並の消費量になると思われまます。

このように、村の大きな財源である「タバコ消費税」が、みなさんのちょっとした心遣いにより増収しますので、一層のご理解・ご協力をお願いします。



タバコ消費税 一箱三十一円

村の大きな財源です

経済の低成長に加え、国の財政建て直し等で、村の財政も年々苦しい情勢下にあります。

そこで、税収確保の一環として、タバコ消費税（村内で買われたタバコ一箱につき三十一円が村に入る税金）を紹介し、みなさんから「タバコは村内で買いたいです」とのご理解・ご協力をお願いします。

58年度の 農業用軽油免税証 交付申請がはじまります

58年度も今年度と同様一括販売店で手続きすることになりますので、必要書類を持参のうえ販売店で申請の手続きを行なってください。（原則として個人の受け付けはいたしません。）

1. 申請に必要な書類等

必要な書類等	申請者		
	新規申請者	継続申請者 機械及び構成員 を変更する者	その他の者
①免税軽油使用者証	×	○	○
②免税軽油使用者証 交付申請書	○	×	×
③免税軽油使用者証の 登録事項変更申請証	×	○	×
④免税証交付申請書	○	○	○
⑤機械所有証明書	○	○	×
⑥耕作面積証明書	○	○	○
⑦印鑑	○	○	○

注) ※新規申請者とは、初めて免税証の交付申請を行なう者。
(免税軽油使用者証を持っていない者)
※継続申請者とは、今まで免税証の交付を受けたことがある者。(免税軽油使用者証を持っている者)
※機械所有証明書とは、税務課、または農機具販売店で、農業用機械を所有または、販売したことを証明した書面。
※耕作面積証明書とは、税務課で申請者の耕作面積を証明した書面。
※印鑑は、新規申請及び継続申請を問わず全てを販売店に提出すること。

2. 申請受付期間(販売店でとりまとめる期間)
昭和57年12月1日～昭和58年1月14日

家屋の取りくずしなどが あった場合は届出を!

住宅や作業所・車庫などを取りくずしたり、新築や増築あるいは改築された方は、税務課固定資産税係まで届出てください。
くわしいことは係へ連絡を。税務課 固定資産税係

放送中です

国税庁では、税金の「使われ方や仕組み」、「くらしに役立つ身近な税金の知識」などをみなさまに分かりやすく、正しく理解していただくために、テレビ番組「メイコのくらしの税金」とラジオ番組「牟田梯三の税金相談」を、次により放送していますので、ぜひご覧(お聞き)ください。

- 「メイコのくらしと税金」
 - 放送局/新潟総合テレビ
 - 期 間/10月2日～58年3月26日までの毎週土曜日
 - 時 間/午前10時30分～午前10時45分
- 「牟田梯三の税金相談」
 - 放送局/新潟放送ラジオ
 - 期 間/10月3日～58年3月27日までの毎週日曜日
 - 時 間/午後6時15分～午後6時30分

停電のお知らせ

●12月20日(月)9:00～12:00
●押切駅前・池之島の全部

税務コーナー

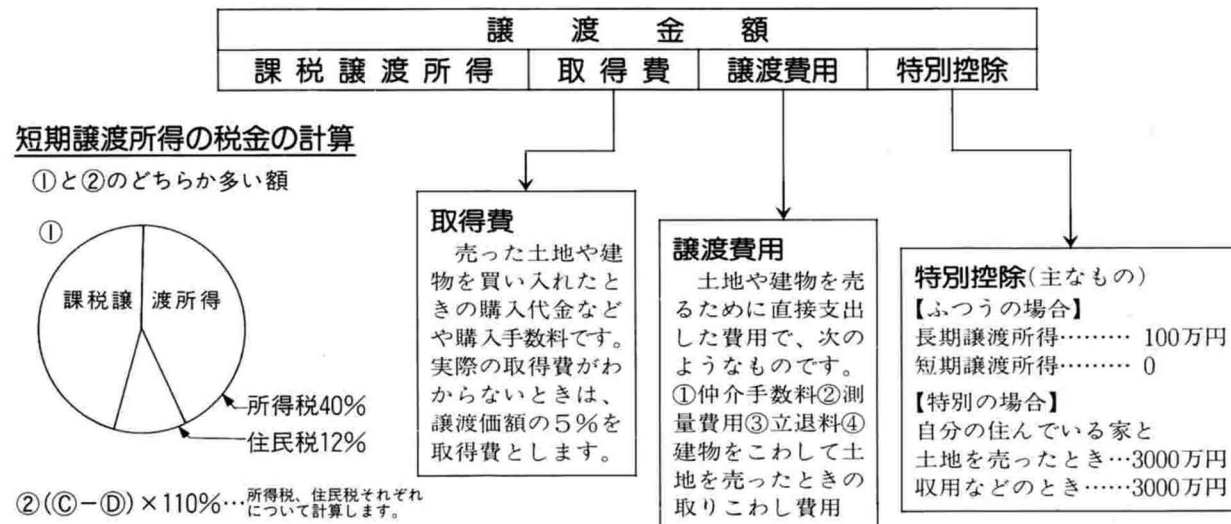
譲渡所得が 一部改正に

譲渡所得とは、土地や建物を売ったときにかかる税金で、今年から長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分が、次のように変わりました。

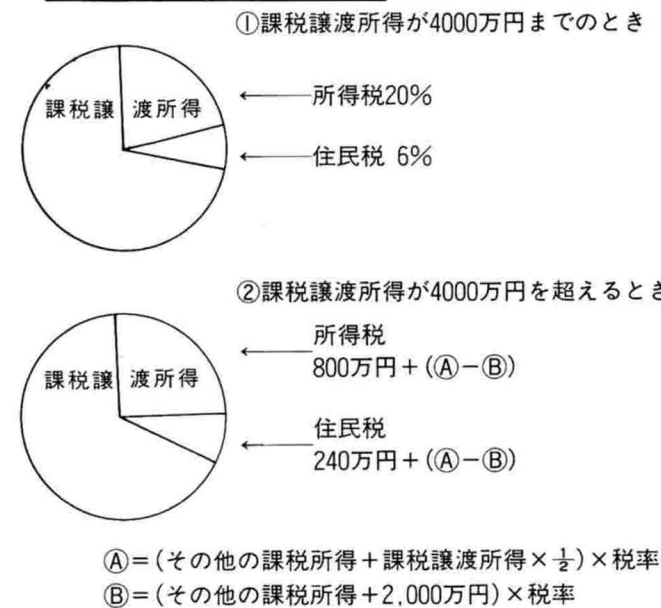
また、その計算方法等は、下記の通りです。

	改正後	改正前
長期譲渡所得	その年の1月1日現在で所有期間が10年を超える土地や建物を売ったときの所得	昭和43年12月31日以前から持っていた土地や建物を売ったときの所得
短期譲渡所得	その年の1月1日現在で所有期間が10年以下の土地や建物を売ったときの所得	昭和44年1月1日以後に所有した土地や建物を売ったときの所得

土地や建物を売ったときの税金の計算方法



長期譲渡所得の税金の計算

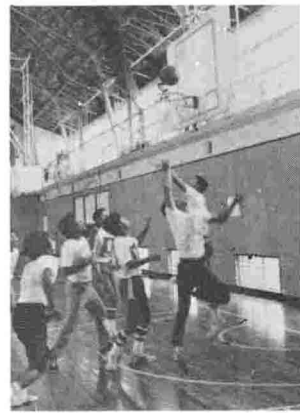


その他の課税所得とは、譲渡所得以外の所得から配偶者控除、扶養控除、基礎控除、保険料控除などを差し引いた額です。控除額は所得税と住民税と異なります。

停電のお知らせ

●12月14日(火)9:00～13:00
●押切思川の全部

第10回 総合体育祭結果から



バスケットボール

〈男子の部〉

- 優勝 パピヨン
- 2位 NBC
- 3位 NKBC
- 3位 桜会

〈女子の部〉

- 優勝 Dr.スランプ あられちゃん



卓球

〈団体の部〉

- 優勝 上通チーム
- 2位 新道チーム
- 3位 中条チーム

〈個人男子A〉

- 優勝 西沢 繁
- 2位 小坂井政昭
- 3位 国島正美
- 3位 村越 正

〈個人男子B〉

- 優勝 山田徳行
- 2位 小根山武重
- 3位 久住一幸
- 3位 久住啓一

〈個人女子A〉

- 優勝 高橋秀子
- 2位 藤井名都江
- 3位 西沢厚子

〈個人女子B〉

- 優勝 浅野三和子
- 2位 鈴木和子
- 3位 加藤晴美
- 3位 坂口洋子



剣道

●団体戦

〈小学3・4年生の部〉

- 優勝 中条A
- 2位 中野A

〈小学校5・6年生の部〉

- 優勝 中条A
- 2位 信条A

〈中学生の部〉

- 優勝 中条A
- 2位 信条A
- 3位 中野A
- 3位 中条B

〈団体総合〉

- 優勝 中条
- 2位 信条
- 3位 中野

●個人戦

〈新人(幼・1・2年)の部〉

- 優勝 長谷川裕二
- 2位 浅野敏弘
- 3位 星野みのぶ
- 3位 松井 保

〈新人(3・4年)の部〉

- 優勝 小根山博人
- 2位 清水谷 一
- 3位 丸山光宏
- 3位 中島 一

〈小学3・4年の部〉

- 優勝 本間 等
- 2位 笠柳英人
- 3位 高橋雅史
- 3位 室橋 潤

〈小学5・6年の部〉

- 優勝 齋藤忠行
- 2位 栗林芳光
- 3位 羽賀裕成
- 3位 中島芳明

〈中学生の部〉

- 優勝 本間 保
- 2位 大久保忠幸
- 3位 齋藤仁志
- 3位 佐藤 守



柔道

〈団体の部〉

- 優勝 中通チーム
- 2位 中之島チーム
- 3位 上通チーム

●個人戦

〈小学3年生以下の部〉

- 優勝 塩入光紀
- 2位 堀 聡明
- 3位 塩入成則

〈小学4年生の部〉

- 優勝 小管浄史
- 2位 内藤吉男
- 3位 南 直人
- 3位 鈴木麻子

〈小学5年生の部〉

- 優勝 宮部 富夫
- 2位 真島良和
- 3位 池田貴幸
- 3位 下田知典

〈小学6年生の部〉

- 優勝 麩沢武司
- 2位 今井 進
- 3位 中島健夫
- 3位 森 秀明



バドミントン

〈男子の部〉

- 優勝 NBC
- 2位 闘魂軍団
- 3位 ウンたまズ
- 3位 NCCクラブ

〈女子の部〉

- 優勝 NBC-B
- 2位 役場チーム
- 3位 少女A



バレーボール

〈男子の部〉

- 優勝 中通体育クラブ
- 2位 下沼エンジェルス
- 3位 中之島球友会
- 3位 近藤鉄工

〈女子の部〉

- 優勝 北中二年生
- 2位 oh!GALS
- 3位 よせなべチーム

〈婦人の部〉

- 優勝 睦 会
- 2位 中野バレークラブ
- 3位 西所NSC
- 3位 中通わかば



▲35チームが一斉にスタート

三十五チームが 力走

第三十回 村内一周駅伝競争大会

秋晴れの十一月三日、今年で三十回目を迎えた恒例の村内一周駅伝競争大会に、過去最高の三十五チーム(中学生十八チーム・一般十七チーム)が参加し、役場前を午前九時にスタート。八区間・全長二十九キロを力いっぱい力走する選手に、待ち受けた沿道の人々から盛んな声援、拍手が送られていました。

なお、初めてこの大会に女子中学生チーム(一チーム)が参加し、第三十回の記念大会に花を添えていました。

結果は、次のとおりです。

- (総合)
- 優勝 上通 B
 - 二位 北中選抜A
 - 三位 中之島中A
 - 四位 中野公民分館
 - 五位 北中選抜B
 - 六位 北中選抜C
 - 七位 信条青年会A
 - 八位 北中選抜B
 - 九位 中条東
 - 十位 役場
- (一般の部)
- 優勝 上通 B
 - 二位 中野公民分館
 - 三位 信条青年会B
 - 四位 信条青年会A
 - 五位 中条東
 - 六位 役場
- (中学生の部)
- 優勝 北中選抜A
 - 二位 中之島中A
 - 三位 北中選抜B
 - 四位 北中選抜C
 - 五位 北中選抜B
 - 六位 中之島中B
- ◎今大会の区間最高記録者
- 第三区(四・〇キロ)十三分二十七秒 池上 利勝
 - 第四区(四・二キロ)十三分二十四秒 池上 利勝



▲表彰式の様子

- 第五区(三・七キロ)十三分十三秒 鈴木一太郎 上通 B
 - 第六区(三・二キロ)十分五十一秒 中島 孝昌 北中選抜B
 - 第七区(三・〇キロ)十分二十三秒 塩入 恒男 上通 B
 - 第八区(四・〇キロ)十四分九秒 河内 昇 中野公民分館
 - 第九区(四・〇キロ)十四分九秒 鈴木 智幸 中之島中A
- 〔区間新記録〕
- ◎前回までの記録を更新した者
 - 第一区(三・七キロメートル) 小柳 亨 信条青年会B 十一分二十七秒
 - 第二区(三・二キロメートル) 曾我 久義 上通 B 十分三十五秒
 - 第三区(四・〇キロメートル) 阿部 修靖 北中選抜A 十一分十一秒
 - 第四区(四・二キロメートル) 原田 敏文 中之島中B 十一分三十四秒
 - 第五区(三・七キロメートル) 久保倉和之 中野公民分館 十一分三十四秒
 - 第六区(三・二キロメートル) 池田 稔 北中選抜B 十一分四十秒
 - 第七区(三・〇キロメートル) 大野 靖志 中野東 十一分四十秒

日曜営業の給油所

中之島・今町地区の給油所では、交替で日曜営業を実施しています。12月から1月上旬の日曜日に営業する給油所はつぎのとおりです。ご利用ください。

№	給油所名	住所	電話番号
11	大久保石油今町SS	見附市芝野町	(6)3264
12	小飯塚石油今町SS	今町4丁目	(6)2744
19	山嘉商店今町SS	今町3丁目	(6)2645
26	桂屋商事(株)今町SS	猫興野	(6)4482
27	浅野藤吉商店中之島SS	中之島第6	(6)4327

※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等の従来から特例を認められていた期間中の日曜日は除外されています。

求人情報のご案内

長岡職業安定所及び三条職業安定所より、十月一日から十一月二十五日受け付け分・男子一四四件、女子一〇件の求人情報が届いています。これらの内容など詳しいことにつきましては、各職業安定所または役場産業課商工係にお問い合わせください。

- 長岡職業安定所 ☎〇二五八―三二―一八―
- 三条職業安定所 ☎〇二五六―三二―一八―
- 役場産業課商工係 ☎六―二〇〇―二内線四四番

- 新潟県では市町村や国鉄と協力して、九月一日から十二月三十一日までの間、新潟県観光キャンペーンを実施しているところですが、その主催事業として次のような「上越新幹線開業記念・大にいがたまつり」を実施します。
- 創作民謡発表会
 - 日時/十一月十九日(金)
 - 会場/新潟市体育館 午後六時から
- 郷土料理と地酒まつり
 - 日時/十一月二十日(土)
 - 会場/オークラホテル新潟 午後一時～八時
- 世界と新潟のまつり
 - 日時/十一月二十日(土)午後六時から、十一月二十一日(日)午後二時三十分から。
 - 会場/県民会館大ホール (入場無料)
- 谷村新司・海援隊コンサート
 - 日時/十一月二十四日(火)・二十五日(水)の午後六時三十分
 - 会場/県民会館大ホール (入場料、A席二、五〇〇円・B

住宅金融公庫 申込受付中

住宅金融公庫では、自分が住むための住宅を新築する方に対して、個人住宅建設資金の申し込み受け付けを次の要領により行っています。

- ▶受付期間/11月10日(火)～11月30日(火)
- ▶選定方法/選考(無抽選)により行います。
- ▶融資額/木造住宅の場合500万円から560万円まで。
- ▶利率/当初10年間は年5.5%、11年目以降は年7.3%。
- ▶返済期間/木造の場合25年以内。
- ▶申込場所/「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関へ。

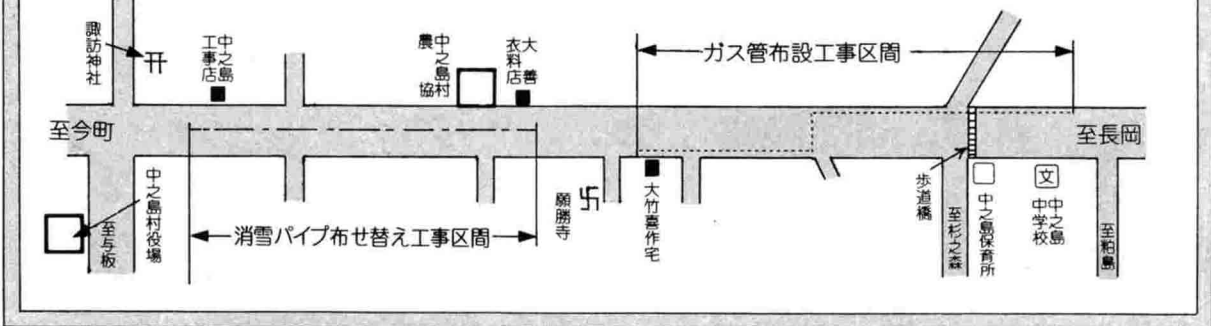
◎詳しいことについては、お近くの公庫業務取扱金融機関でご相談ください。

注意して通行を!

中之島本村地内の県道長岡中之島見附線(旧国道8号線)で、消雪パイプ・ガス管布設等のため次の区間が工事中です。交通事故等が発生しないよう、通行の際は十分注意して下さい。特に、夜間は一層の注意をお願いします。

- 工事名/消雪パイプ布せ替え工事
 - 区間/中之島工務店～大善衣料店
 - 期日/10月20日～12月18日
- 工事名/ガス管布設工事
 - 区間/大竹喜作宅～旧雪印乳業の先
 - 期日/11月1日～11月30日

※また11月下旬頃から、同じく本村地内の県道見附与板線の通称新道通りで、同様の消雪パイプ布せ替え工事が始まる予定です。付近を通行される方は、工事標示板等をよく確認のうえ、十分注意して通行されるようお願いいたします。



広報 なかのしま 号外

南蒲原郡中之島村役場
編集と発行 中之島村役場企画課
〒954-01 ☎ 02586(6) 2 0 0 2

あなたの声を村政に!

「村長とひびを交えて」
村政懇談会を開催

「村民のみなさんと、直接ひびを交えて生の声をお聞きしたい。そして、それらを今後の行政に反映させよう」とする、恒例になりました「村長とひびを交えて」の村政懇談会を、つぎの日程で開催いたします。この機会に、村政に対するあ

日程

月日	時間	会場
十一月十九日(金)	午後七時～九時	中条集落開発センター
二十日(土)	午後一時三十分～三時三十分	末宝公会堂
二十一日(日)	午後七時～九時	中野公民分館
二十二日(日)	〃	中通公民分館
二十四日(水)	〃	信条公民分館
二十五日(木)	〃	三沼公民分館
二十六日(金)	〃	西所公民分館
二十七日(土)	午後一時三十分～三時三十分	上通農協
二十八日(日)	午後七時～九時	大口公会堂
二十九日(月)	午後七時～九時	中之島村公民館

※都合のよい、最寄りの会場にご参加ください。



昭和58年度

保育所入所 申請について

五十八年度の保育所入所申請の受け付けを下記の要領で行います。入所を希望される保護者の方々は、期間内に申請手続きをしてください。

- ①入所対象児
 - 村内在住の住民登録簿記載者で、昭和五十八年度小学校入学前の乳幼児
 - ②入所申請書の受け付け期間
 - 昭和五十七年十一月十五日から十一月三十日まで
 - ③入所申請書の受け付け場所
 - 在住する地域所在の各保育所に在在する地域所在の各保育所に用意してあります
 - ④入所申請書用紙は村内各保育所に用意してあります
- ※入所決定通知書は、入所申請書に基づき各家庭の状況調査等を経て決定し、来年三月中旬頃までに各保護者に通知します。



上越新幹線開業記念 大にいがたまつり

十一月十五日(月)～二十八日(日)

- 三日(火)(十七日は除く)
 - 会場/新潟市大和新潟店
- 入場券のご案内
 - 入場無料イベントの創作民謡発表会、ふるさと芸能祭・越路おどりと、有料(五〇〇円)の世界と新潟のまつりには入場整理券が必要ですので、ご希望のイベント名・開催期日・お名前・おところをご記入のうえ、往復はがきでお申し込みください。
 - あて先
 - 〒950 新潟市東大通一―二―二五 北越第一ビル四階
 - 大にいがたまつり運営事務局
 - (〇二五二) 四三三五〇二六
- また、郷土料理と地酒まつり
 - 谷村新司・海援隊コンサートに関するお問い合わせも、大にいがたまつり運営事務局へどうぞ。

- 2
- ① 受給権者本人に、ある程
- ② 戦争公務に基づく公務扶助料、増加恩給などがかつ、受給権者が大尉以下の旧軍人かその遺族等である時、この場合は、福祉年金の全額が支給されます。
- ③ ある程度の所得がある時、受給権者本人に、ある程

福祉年金では「福祉年金所得状況届」の提出が必要です。これは、受給権者や配偶者、扶養義務者の前年の所得などを確認し、むこう1年間の受給権の有無を確認するものです。

8月期の支払を受けたら、年金証書はそのまま郵便局の窓口で預けてください。

●年金の支給停止

福祉年金の費用は、全額が国の負担で支給されるため、ある程度生活にゆとりがあるため、認められる人などには、年金の支給が停止されます。その主なものは、次のとおりです。

- 1 公的年金を受けている時。次の場合を除くほか、福祉年金は支給されません。
 - ① 普通恩給・普通扶助料・退職年金などの一般の公的年金の額が50万5千円(57年9月から)——公的年金限度額より低額である時。この場合、50万5千円と限度額との差額(福祉年金の額が限度)が支給されます。
 - ② 戦争公務に基づく公務扶助料、増加恩給などがかつ、受給権者が大尉以下の旧軍人かその遺族等である時、この場合は、福祉年金の全額が支給されます。

② 配偶者または扶養義務者に、ある程度の所得がある時。

◎所得とは、県民税の課税対象として、市区町村が把握している額です。なお、分離課税されている土地、建物等に係る長期譲渡所得等については、租税特別措置法の特別控除額を控除しないで、計算した額をいいます。

③ 国民年金障害等級表に定める障害の程度に該当しなくなった時——など。

●所得による支給停止の限度額 ● 単位:円

区分	扶養親族の数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	
本人	老 齢	1,168,000	1,518,000	1,808,000	2,098,000	2,388,000	2,678,000
	障 害	1,780,000	2,070,000	2,360,000	2,650,000	2,940,000	3,230,000
配偶者 扶養義務者	全額支給停止	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	6,914,000
	一部支給停止	3,329,000	3,578,000	3,791,000	4,004,000	4,217,000	4,430,000

各種控除—— 老年者、障害者、寡婦、勤労学生1人につき 230,000円
 特別障害者 310,000円
 老人扶養親族 60,000円

●福祉年金の年金額 57年9月から()は月額

給付の種類	年 金 額 (円)
老齢福祉	301,200 (25,100)
	279,600 (23,300)
障害福祉	1級 452,400 (37,700)
	2級 301,200 (25,100)

(注) 老齢福祉年金額の下欄は、配偶者等の所得欄で一部支給停止となる場合。

年金は、時の移り変わりと共に、より身近なものになってきました。しかし一面、そのしくみや内容などについては複雑で、わかりにくいところもあります。

ここに、国民年金制度の全体をわかりやすく整理しわたしたちの暮らしにかけがえのないこの制度の理解の一助になることを願って、「国民年金特集号」の編集をしました。



高齢化社会と国民年金

高齢化社会の訪れとともに、国民年金制度の一層の充実が望まれています。かつては、人生50年といわれた日本人の平均寿命は、現在は人生80年——。また、人口構造も変化し、若者に比べお年寄りが増えており、全人口に対する65歳以上のお年寄りの割合(老齢人口比率)をみると、昭和25年の4.9%に対し55年は8.9%、これが75年には14.3%になると推計されています。更に、全人口に対する老齢人口の占める割合が、7%を超えると「老齢国家」になったといわれますが、日本がこのラインを超えたのが昭和45年です。

このように、平均寿命が伸び、社会の高齢化が急速に進んでいく今後、長い老後を安心して暮らしていくために、国民年金が大きな支えとなっせいる、というてよいでしょう。

一方、制度を支える若い世代の保険料は、年金額の充実に伴い、給付とのバランスがとれるよう、段階的になだらかに引き上げられています。よりよい制度に発展、充実させるため、一層のご理解をお願いします。

ねんきん——それはあなた自身だけでなく、親・子ども、そしてみんなの老後を支える素晴らしい制度であり、今や、わたしたちの老後は「年金制度」を抜きにしては考えられなくなりました。

この機会に、来たるべき将来への備えを万全にしていだきたいものです。



広報 なかのしま ねんきん特集号

南蒲原郡中之島村
 発行日 11月30日
 編集と発行/住民福祉課 企画課
 〒954-01 ☎02586 (6)2002



親と子が笑顔で語る国民年金

(最優秀賞に選ばれた羽深茂さん(村上市)の国民年金標語より)
 —写真は、秋晴れの日楽しい汗を流した、中野学区民大運動会の一コマ。(9月26日開催) —

—主な内容—

- 公的年金制度のあらまし..... 2
- 国民年金制度のあらまし..... 2
- どんときどんな年金がもらえるか..... 3
- 老齢年金..... 4
- 通算老齢年金・障害年金..... 5
- 母子年金・寡婦年金・死亡一時金..... 6
- 年金の受け方・支払時期など(拠出制)..... 6
- 福祉年金のしくみ..... 7
- 老齢福祉年金・障害福祉年金..... 7
- 年金の受け方・支払時期など(福祉年金)..... 7
- 高齢化社会と国民年金..... 8



公的年金制度のあらまし

◎年金の制度は公に営まれます。つまり、国の運営のもとにありますので、これを「公的年金制度」と言っています。

◎公的年金制度には、8つの種類があり、国民年金はそのうちの1つです。

◎国民年金は、昭和36年4月に発足し、これによって、す



● 公的年金の種類 ●

年金の種類	対象となる人
国民年金	農業、漁業、商業などの自営業の人、サービス業の人、弁護士、医師などの自由業の人、5人未満の事業所に働く人など、及びそれらの人の家族。
厚生年金保険	民間の事業所に勤めている人
船員保険	漁船や船舶関係の人
国家公務員共済組合	国家公務員（国の機関に働く人）
地方公務員共済組合	地方公務員（地方公共団体や公立学校や警察などに勤めている人）
公共企業体職員等共済組合	日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社に勤めている人
私立学校教職員共済組合	私立学校に勤めている人
農林漁業団体職員共済組合	農協や漁協に勤めている人

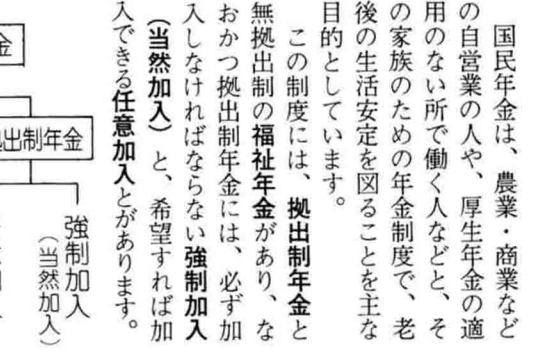
べての人がいずれかの年金制度に加入しなければならなくなりまし。これを「国民年金」と呼んでいます。

◎国民年金ですから、加入するかどうかは個人の自由意思にまかせられません。いわゆる「強制加入」が建前です。

◎国民年金以外の7つの制度は「給与所得者」を対象としたもので、別名「被用者年金制度」と一括して呼ばれています。

◎8つの制度は内容に差はありますが、どの制度をみても老後の生活保障を主なねらいとして組み立てられています。

● 国民年金制度のあらまし



拠出制年金と福祉年金

国民年金は、農業・商業などの自営業の人や、厚生年金の適用のない所で働く人など、その家族のための年金制度で、老後の生活安定を図ることを主な目的としています。

この制度には、拠出制年金と無拠出制の福祉年金があり、なおかつ拠出制年金には、必ず加入しなければならない強制加入（当然加入）と、希望すれば加入できる任意加入とがあります。

た当時、50歳を超えていた人（明治44年4月1日以前の生まれ）は、原則として加入できなかった（明治39年4月2日以降の生まれの人は高齢任意加入で可）ので、年金が受けられないことになるため、これらの制度発足に伴う経過的な措置及び拠出制年金を補完するための措置として「福祉年金」が設けられ昭和34年より支給が開始されました。

強制加入と任意加入

強制加入——20歳から59歳までの国内に住所のある日本国民で、被用者年金制度に加入していない人は、全て加入の対象となります。

任意加入——被用者年金制度に加入している人の奥さん、昼間

強制、任意加入者とも同額で定額です。57年4月～58年3月までは一ヶ月5,220円です。このほか、より高い年金を受けたい人のために、付加保険料一ヶ月400円を納める途が開かれており、保険料を免除されたい人以外は希望すればだれでも納められます。なお、農業者年金の被保険者は必ず納めなければなりません。



老後は誰にもやってくる。

● 保険料額の改定 ●

期間	金額
36.4～41.12	100円(150円)
42.1～43.12	200円(250円)
44.1～45.6	250円(300円)
45.7～47.6	450円
47.7～48.12	550円
49.1～49.12	900円
50.1～51.3	1,100円
51.4～52.3	1,400円
52.4～53.3	2,200円
53.4～54.3	2,730円
54.4～55.3	3,300円
55.4～56.3	3,770円
56.4～57.3	4,500円
57.4～58.3	5,220円

()は当時35歳以上の者

《保険料の免除》

保険料を納めたくても家計が苦しくて納められないとか、生活保護を受けている人などは、保険料の納付が免除されます。

(1) 法定免除

- ① 国民年金の障害年金、障害福祉年金、(準)母子福祉年金を受けている時。
- ② 生活保護法の生活扶助、らい予防法の生活援助を受けている時。
- ③ らい療養所等の施設に収容されている時。

(2) 申請免除

- ① 所得がない時。
- ② 加入者や世帯の人が、法定免除の②に準ずる時。
- ③ 保険料を納めることが、非常に困難な時。

※法定免除に該当したら、役場にその旨を届出てください。また、申請免除は、免除の申請をして認められた時に、申請した月の前の納付期限の月分から、保険料の納付が免除されます。

《保険料の追納》

保険料の免除期間は、年金の計算の中に入り有利な制度ですが、年金額は保険料を納めた場合の3分の1となります。そこで、その後生活に余裕ができた時に、10年前までさかのぼって当時の保険料額で納めることが

できます。これにより、満額の年金が受けられるしくみになっています。これを追納制度と言います。

《保険料の納期限》

法律で定められている保険料の納期限は、次の通りです。

(納める月分) (納期限)

- ▼4月・5月・6月：7月末日
- ▼7月・8月・9月：10月末日
- ▼10月・11月・12月：1月末日
- ▼1月・2月・3月：4月末日

※当村では、偶数月に発行する保険料納付案内書により、納期を指定しています。

《保険料を滞納すると》

保険料を納期限までに納めていざと、もし障害者となったり、不幸にして死亡された場合に支給される障害年金・母子年金など、受けられないこともあります。

また、納期限から2年過ぎると時効となり、納めることができなくなり、将来老齢年金など



届出には、年金手帳と印かんを忘れずに！

事由	届書	期限
会社をやめた時	国民年金の加入届	すみやかに
任意加入をする時	〃	いつでも
会社に勤めた時	国民年金の喪失届	14日以内
加入者が死亡した時	〃 死亡届	14日以内
住所・氏名を変えた時	〃 住所・氏名変更届	14日以内
年金手帳をなくした時	国民年金手帳再交付申請書	すみやかに
付加保険料を納める時	付加保険料納付申出書	いつでも

● 主な手続き ●



国民年金の各種の届出や相談は、役場住民福祉課国民年金係が直接の窓口です。また、各部

を受けられなくなることもあり、必ず納期限内に納めますので、必ず納期限内に納めましょう。

《保険料の前納》

保険料を、1年分まとめて納めると、年5分5厘の利率で複利現価法により割引されます。これを前納制度と言います。

《国民年金の窓口は》

どんな時に どんな年金が もらえるか

番号	年金の種類	受給条件
1	老齢年金	満65歳になったら、以後毎年支給される年金
2	通算老齢年金	他の公的年金と国民年金の期間を合算して25年以上あれば、満65歳になったら以後毎年支給される年金
3	障害年金	国民年金に加入している人が、病気やけがで障害者になった場合に受けられる年金
4	母子年金	国民年金に加入している妻が夫と死別して、母子家庭になった場合に受けられる年金
5	準母子年金	一家を支えていた働き手が死亡して、残された遺族が、祖母と孫、姉と弟妹という母子家庭と同一ような状態となった場合に受けられる年金
6	遺児年金	国民年金に加入していた父か母が死亡して孤児になった子供に支給される年金
7	寡婦年金	老齢年金をもらえる条件の夫が死亡した場合妻にその夫のもらはずの年金の半分が支給される年金
8	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡した場合、その遺族に支給される年金

(国民年金(拠出制)の給付には次の8種類があります)

《年金額の物価スライド》

年金額は、生活水準などの変化に必ずしも5年ごとに改定されるばかりで、消費者物価指数の変動

落には「国民年金委員(嘱託員に委嘱)」が相談に応じますので、お気軽にお尋ねください。

この物価スライドによって、保険料の改定も行われますが、付加年金や年金額への加算分(子供等の数に応じて加算されるもの)と、福祉年金には適用されません。

部の学生、他の公的年金制度から年金を受けられる人など。この場合も、20歳～59歳までの国内に住所のある日本国民に限られます。

1 老齢年金

老齢年金は、保険料を納めた期間と除かれた期間とを合わせて25年以上ある人が、65歳になったときに支給されます。

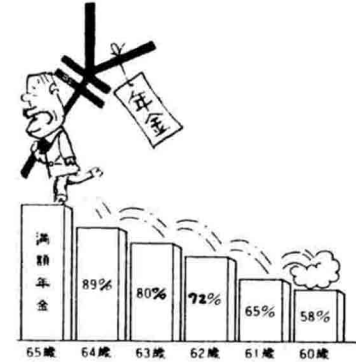


10~24年で老齢年金を受けられる人

昭和5年4月1日以前に生まれた人には、その人の年齢によって、左の表のように10~24年に受給資格期間が短縮されています。

●受給資格期間の短縮●

生まれた日	期間
大正5年4月1日以前	10年
大正6年4月1日	11年
大正7年4月1日	12年
大正8年4月1日	13年
大正9年4月1日	14年
大正10年4月1日	15年
大正11年4月1日	16年
大正12年4月1日	17年
大正13年4月1日	18年
大正14年4月1日	19年
大正15年4月1日	20年
昭和2年4月1日	21年
昭和3年4月1日	22年
昭和4年4月1日	23年
昭和5年4月1日	24年



を満たすことができないうため、経過措置がされたものです。

支給の繰上げ・繰下げ

老齢年金を受けられる資格のある人は、希望によって60歳から65歳に達する前までの間、繰上げで年金を受けられることができます。しかし、この場合の年金額は受ける年齢により42~11%減額され、65歳になっても変更され

るものでもなく、一生その率で減額された年金を受けられることとなります。

繰下げ希望年齢	加算される率
66歳	12%
67歳	26%
68歳	43%
69歳	64%
70歳	88%

これだけもらえる老齢年金の年金額

老齢年金の額は、保険料を納めた期間と免除された期間とに分けて、下表の式により計算されます。



●老齢年金の年金額計算式●

- [1] 年金額 = $\{(1,680円 \times \text{保険料納付済月数}) + (1,680円 \times \text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}\} \times 1.122$
- 年金額は、100円未満4捨5入
 - 1.122は、物価スライド率
- [2] 加算額 = $\{650円 \times (300 - \text{国民年金加入月数})\} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{2}}{\text{国民年金加入月数}} \times 1.122$
- 受給資格期間が10~24年に短縮されている、昭和5年4月1日以前の生まれの人に加算されるものです。
 - 通算老齢年金の計算及び寡婦年金の夫の年金額の計算には加算されません。
- [3] 付加加算 = $200円 \times \text{付加保険料納付月数}$
- 付加保険料を納めていた場合に加算されます。
 - (注) 「カラ期間」はこれらの計算式でいう「月数」には含まれません。

(例) 1. 保険料を25年納めた場合の年金額

$$\frac{1,680円 \times 300月 \times 1.122 = 565,500円}{25年納付}$$

(例) 2. 保険料を15年納め、10年免除された場合の年金額

$$\frac{\{(1,680円 \times 180月) + (1,680円 \times 120月 \times \frac{1}{3})\} \times 1.122 = 414,700円}{15年納付 \quad 10年免除}$$

(例) 3. 大正11年生まれ(今年60歳)の人が、保険料を20年納め、60歳で繰上げ請求する場合の年金額

支給額287,700円	減額 208,400円
20年納付 = 496,100円 (満額年金)	

(例) 4. 大正11年生まれの人が、保険料を16年(付加保険料は5年)納め、60歳で繰上げ請求する場合の年金額

① $1,680円 \times 192月 \times 1.122 = 361,900円$	② $200円 \times 60月 = 12,000円$
5年付加保険料納付	

①+②=373,900円の58%、216,900円が支給される。

2 通算老齢年金

通算年金制度のあらまし

通算年金制度とは、いくつかの年金制度を渡り歩いたために、個々の制度でみると加入期間が短く、どの制度からも老齢年金が受けられない場合がでてくることから、加入した制度の加入期間を合算して一定年数以上になれば、それぞれの年金制度から年金が受けられる制度です。



通算対象となる年金制度

- ① 国民年金
- ② 厚生年金
- ③ 船員保険

- ④ 国家公務員共済組合
- ⑤ 地方公務員等共済組合
- ⑥ 私立学校教職員共済組合
- ⑦ 公共企業体職員共済組合
- ⑧ 農林漁業団体職員共済組合

通算の対象となる期間

通算の対象となる期間(「通算対象期間」と言います)は、原則として、前の8つの公的年金制度に、昭和36年4月以後に加入した期間に限られています。が、それ以前の期間は、同日まで引き続き加入していた場合のみ通算の対象となります。ただし、厚生年金と船員保険については、同日以後いづれかの公的年金制度に加入していれば、通算対象期間となります。



通算の対象となる年金制度は、次の8つの「公的年金制度」です。

また、厚生年金などの脱退手当金を受けた期間やその制度の加入期間が合計して1年に満たさない期間は通算されません。しかし、配偶者が他の公的年金に加入しているなどのため、国民年金の任意加入の対象者で

通算老齢年金の受給資格

あったが、加入しなかった期間(「カラ期間」)は、通算対象期間とされません。

- ① 国民年金の保険料を、納めた期間と免除された期間とを合わせて1年以上ある人が、次の期間を合算して25年以上ある時に65歳から支給されます。
- ② この25年については、老齢年金と同様、生年月日により短縮の措置があります。(4ページ参照)
- ③ 国民年金の保険料を納付した期間、免除された期間、他の公的年金制度に加入していた期間、配偶者が他の公的年金制度に加入していたり、受給資格期間を満たしているなどのため、国民年金の任意加入対象者であったが、加入しなかった期間(年金額計算式期間から除外)。

通算老齢年金の支給開始年齢



- ▽ 国民年金(65歳から)
- ▽ (繰上げ支給もあります)
- ▽ 厚生年金・船員保険(退職者は60歳。在職中は65歳から。60~65歳未満で、標準報酬月額15万円以下の時は、報酬に応じて年金額の8~2割が支給されます)
- ▽ 各共済組合(60歳から。ただし、組合員である間は受けられません)

※ただし、その年齢に達した後受給資格期間を満たした時はその時からです。

3 障害年金

障害年金は、国民年金に加入している期間中にかかった病気やけがにより障害者となり、次の要件を満たしている時に支給されます。

- ① 廃疾認定日(「病状やけが」で始めて診療を受けた日)から1年6ヶ月を経過した日か、その間に状態が固定した日(「国民年金障害等級表」にあてはまること)。
 - ② 初診日の前日、次のどれかに該当していること。
 - ③ 最近の1年間の保険料を完納していること(他の公的年金加入期間が含まれていてもよい)。
 - ④ 最近の3年間の保険料を完納しているか、免除を受けていること。
 - ⑤ 保険料を納めた期間が15年以上であること(「なま」をいふ)。
- ※また、②の要件にあつて、廃疾認定日に国民年金障害等級表に定める障害に該当しなかったが、65歳までに状態が重くなり等級表の障害の程度に該当した場合にも、障害年金は支給されます。



4 母子年金

国民年金に加入している妻が、夫と死別して母子家庭になり、次の要件を満たしている時に支給されます。

- ① 夫と死別した時、18歳未満(障害の子は20歳)の子をかかえている時。
- ② 夫が死亡した前日までに、妻の保険料を納めている状態が、次のどれかに該当していること。
- ア 最近の1年間の保険料を完納していること。
- イ 最近の3年間の保険料を完納しているか、または免除除を受けていること。
- ウ 保険料を納めた期間が15年以上あること。など。

▲母子加算▼

夫の死亡で、他の公的年金制度から遺族年金を受けられない時は、18万円(月額1万5千円)が加算されます。しかし、遺族年金などの支給があれば、母子加算はありませんし、母子年金額の5分の2が支給停止となります。



● 拠出年金の年金額 ● 57年8月から

給付の種類	年金額(円)	備考	
老齢年金	25年納付 565,500 (47,125) 20年納付 496,100 (41,341) 10年納付 357,500 (29,792) 5年納付 304,300 (25,358)	定額	
通老	10年納付 226,200 (18,850) 5年納付 113,100 (9,425)		
障害	1級 703,500 (58,625) 2級 562,800 (46,900)		最低保障
母子	母子加算有(子1人) 742,800 (61,900)		
寡婦	夫20年納付 226,200 (18,850) 夫10年納付 113,100 (9,425)	第2子…60,000円 第3子以降…24,000円 が加算される 夫の老齢年金の半額	
死亡一時金	23,000	3~20年未満納付	

()=月額

7 寡婦年金

老齢年金を受ける条件を満たした夫が死亡した時に、次の要件を満たしている時、妻に60歳になるまでの間、夫が受けることのできた老齢年金額の2分の1が支給されます。

- ① 夫が老齢年金を受けるときに、妻が老齢年金や障害年金を受けていなかったこと。
- ② 死亡した夫と、10年以上婚姻関係にあった(いわゆる内縁関係も含む)妻であること。

8 死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、年金を受けることなく死亡した場合、生計を同一としていた遺族に、次の範囲と順序で支給されます。

- ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹
- 死亡一時金の額は、(保険料を納めた期間)(金額)3年以上20年未満 23,000円
20年以上25年未満 28,000円
なお、付加保険料を3年以上納めていた場合は、8千5百円が加算されます。
- ※母子年金か寡婦年金の要件に該当する時は、いずれか一方を選択することになります。

年金の受け方 支払時期など

◎年金の請求

年金を受ける条件がそろった人は、年金の裁定請求書に、年金の種類に応じた書類を添えて役場に提出してください。年金の支給が決定されると、「国民年金証書」が送られてきます。

◎年金の届出

年金を引き続いて受けるためには、毎年1回「国民年金受給権者現況届」に村長の証明を受け、次の期限までに提出する必要があります。

◎年金の支払方法

年金は、年4回(3月、6月、9月、12月)老齢年金は11月に、前の月分までの3ヶ月分がまとめて支払われます。通算老齢年金は、年2回(6月、12月)に6ヶ月分まとめて支払われます。

支払いは、裁定請求の時に希望した銀行や郵便局で支払われます。

銀行・農協等を希望した時 各支払月に、指定された本人名義の預金口座に年金が振込まれ、同時に「国民年金振込通知書」が送付されます。

郵便局を希望した時 各支払月に、「国民年金支払通知書」が送付されますので、「受領証」欄に記名・押印して記載された支払開始日以降に年金証書と共に持って行けば、支払いが受けられます。

なお、郵便預金口座に「預け入れ」する方法を希望する場合は、郵便局にご相談ください。

●老齢年金、通算老齢年金 誕生月の末日(誕生月の始めに現況届のハガキが送付されます。提出先は、社会保険庁業務第二課)。

●障害年金、母子年金など 5月末日(役場より通知があります)。

※現況届が提出されないと、「差し止め」され、提出があるまでは支払われません。

福祉年金のしくみ

国民年金制度が発足した当時、すでに50歳を超えた人——明治44年4月1日までに生まれた人は、加入しても保険料を掛ける期間も短かく、またすでに障害や母子家庭の状態にある人には、全額国の負担によって、年金を支給しようとして設けられたのが福祉年金(無拠出制)です。

◆障害福祉年金

障害認定日に、国民年金障害等級表にあてはまる状態で、20歳以上の人が次の要件のうち、どれか一つに該当するときに支給されます。(2級に該当することの支給は、昭和49年4月から開始されました)

- ① 国民年金制度発足(36年4月1日)前から、すでに障害の状態にあった時。
- ② 国民年金の被保険者となる前のけがや病気で、障害の状態になった場合で、ア 初診日が36年4月1日前である時。

- イ 初診日が20歳前である時。
- ③ 国民年金の被保険者となった後に、障害の状態となった場合、保険料を滞納していないが、拠出制の障害年金を受けられない時。など。

年金の受け方 支払時期など

◎年金の請求

年金を受ける条件がそろった

●福祉年金を請求するのに必要な書類

老齢・障害年金に共通するもの

- ① 戸籍抄本か住民票の写し
- ② 所得状況の届
- ③ 公的年金受給状況についての申立書
- ④ 国民年金の被保険者の場合は、国民年金手帳

●障害福祉年金…上記以外に、所定の医師の診断書

◎年金の支払方法

福祉年金の支払日は、4ヶ月分ずつをまとめて、年3回(4月、8月、12月)請求すれば、11月から)の11日以降です。支払いは、決められた郵便局に国民年金証書、福祉年金を受けるために届け出た印鑑及び福祉年金請求書兼受領証書を提出して受けることとなります。

「定時届」

◎毎年8月は

◎未支給の年金

受給権者が、受け取ることができた年金を受け取らずに死亡した場合は、その分を遺族が受けられます。(「未支給年金」と呼んでいます。)

遺族の範囲と順序は、死亡一時金の場合と同じです(6ページ参照)。

この場合の支払いについては、年金の支払月以外でも受けられます。

※福祉年金の場合も同様です。

◎年金の支給停止

一定の事項に該当した場合、年金の支給が停止されます。その主なものは次のとおりです。

- ① 国民年金制度から、2つ以上の年金を受けられるようになった時(希望により1つを受け、他方は支給停止されます)。
- ② 業務上の災害補償を受けることができる時(6年間支給が停止されます)。
- ③ 他の年金制度から、遺族年金が受けられる時(母子年金等の年金額の5分の2が支給停止されます)。
- ④ 障害の状態が軽くなった時。

◎失権(年金を受ける権利の消滅)

年金を受ける権利のある人(「受給権者」)が、次のような場合に該当した時に、受ける権利がなくなります。

- (1) 各年金に共通 受給権者が死亡した時。
- (2) 障害年金の場合 障害の程度が軽くなり、国民年金障害等級表に該当しなくなると、そのまま3年を経過した時。
- (3) 母子年金の場合



老齢福祉年金は、明治44年4月1日までに生まれた人が、70歳になった時、国民年金障害等級表に該当するよう障害で65歳となった時、または65歳以降この様な状態になった時。

※老齢福祉年金は、このような場合に支給されるものであり、拠出制の老齢年金を受けている人が70歳になって、別に受けられるものではありません。

◆老齢福祉年金

- ① 70歳になった時。
- ② 国民年金障害等級表に該当するよう障害で65歳となった時、または65歳以降この様な状態になった時。

に支給されますが、昭和56年4月1日以降、新規に支給される方はありません。

※老齢福祉年金は、このような場合に支給されるものであり、拠出制の老齢年金を受けている人が70歳になって、別に受けられるものではありません。